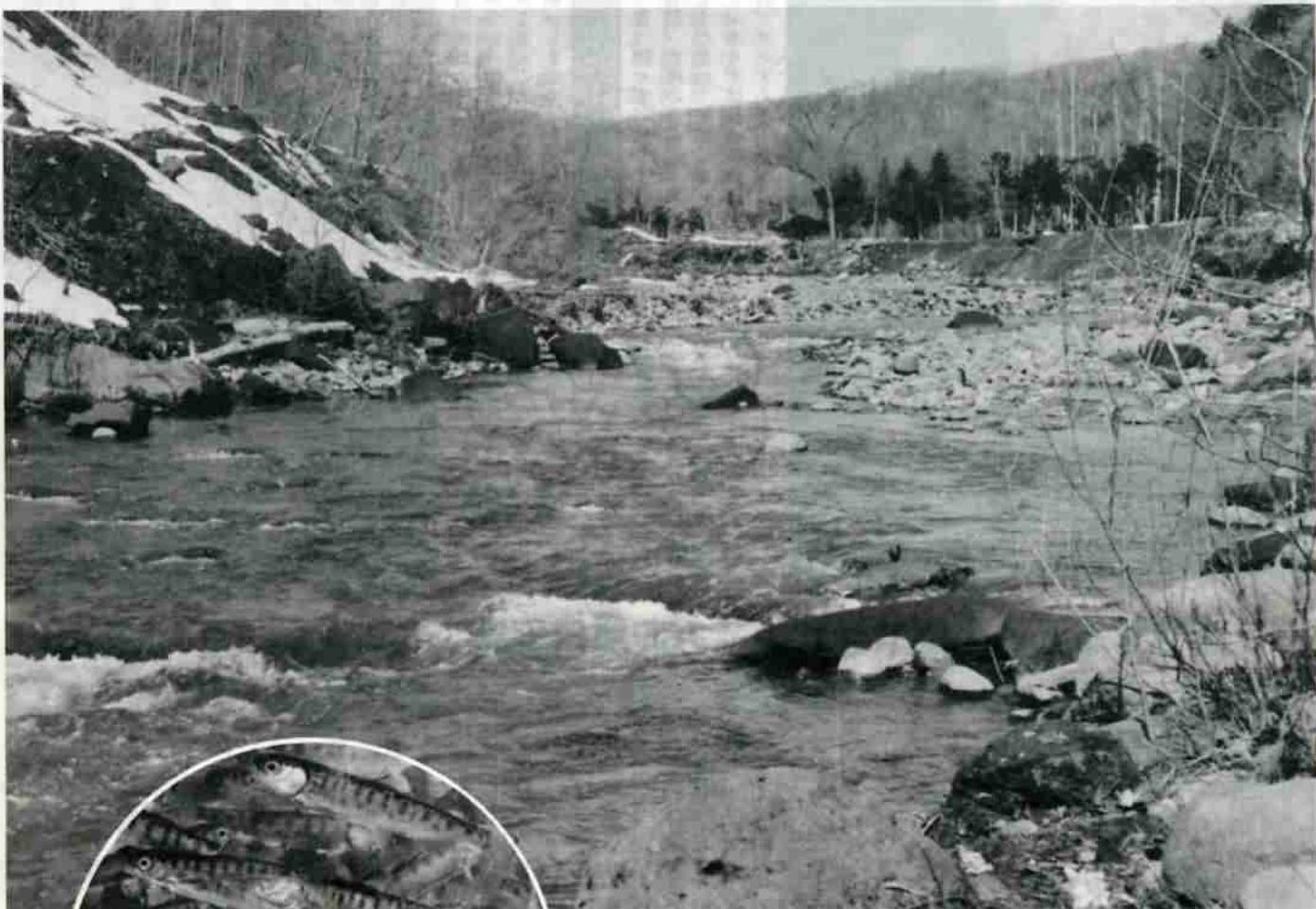


広報

のぼりべつ

●No. 346 ●昭和57年4月15日発行 ●発行／北海道登別市 ●編集／総務部企画広報課 ●印刷／北海印刷



主な内容

- 守ってください 「ごみの分別、食品パック、プラスチック製品は燃やせないごみへ」 2 P
- 地域ぐるみで青少年の健全育成を =青少年問題協議会= 3 P
- 重度障害者のみなさんに、タクシー料金を助成します 3 P
- ご利用ください、持ち家建設資金 =北海道融資= 3 P

太平洋の海原へ さけの稚魚、4月22日放流

登別サケ・マスふ化場で大切に育てられてきたシロサケの稚魚が、大海へ旅立つ日を前に、飼育池のなかで元気いっぱい泳ぎまわっています。

このサケの稚魚は、昨年の11月と12月にそれぞれ 200万粒づつ計400万粒の発眼卵が、道サケ・マスふ化場から運び込まれたもので、登別漁組の方々の手であたたかく成長を見守られてきました。

ふ化した当時は、まだ大きなふくろをつけていた赤ちゃんサケも、重さ0.7グラム、体長4センチの立派な稚魚に成長し、与えるエサにとびつく姿などは、心強いばかりです。

この稚魚たちは、今月22日、カムバッカサーモンの期待をない登別川に放流されることになっています。

登別川は、このサケたちにとって「母なる川」となり、4年後にたくましく成長して、戻ってくる日が楽しみです。

4. '82
15

守ってください“ごみの分別”



メリーゴーランド。車のマットなどが無造作に出されている…ほんの一部だが、特定のステーションに限られている。

食品パック プラスチック製品

は燃やせないごみへ

燃やせるごみ

市では、今年度も町内会単位で分別収集の説明会を開くなど、ごみ分別の徹底を進めています。みなさんのより一層のご協力をお願いします。

市では、家庭から出されるごみの二種類に分けて収集しています。しかし、清掃工場へ運び込まれる燃やせるごみの約二割は、燃やせないごみで、なかでも食品パックの下皿やシャンプー、洗剤の容器、空カンの混入が目立ちます。

市では、家庭から出されるごみの二種類に分けて収集しています。

入れてください。

塩化ビニールやプラスチック、発泡スチロールなどの化学製品は、焼却炉内で高溫を出すため、炉内の耐火レンガを傷めるなど、焼却炉の寿命を縮める最大の原因となっています。

ボリ容器、ビニール、食品パック、プラスチック製品、ゴム、空カン、ビン、ガラス、金物、セラミック、トモノ、燃えがらなど。

燃やせないごみ

(祝祭日は収集していません。次回の収集)
日をご利用ください。

燃やせるごみ・燃やせないごみ収集日程表

登別市清掃事務所
TEL 5-2005

月	火	水	木	金	土	
燃やせるごみ収集地区	若山町1~2、桜木町 緑町、片倉町、新川町 富士町、柏木町、中央 町、常盤町(3丁目を除く)、幌別町1~4 登別温泉	美園町、若草町、新生 町、鰐別町、栄町、 若山町3~4 大和町、富岸町	富浦町、登別東町 登別本町、登別港町 中登別町、幸町 幌別町5~8 千歳町、常盤町3	若山町1~2、桜木町 緑町、片倉町、新川町 富士町、柏木町、中央町 常盤町(3丁目を除く) 幌別町1~4 登別温泉	美園町、若草町 新生町、鰐別町 栄町、若山町3~4 大和町、富岸町	富浦町、登別東町 登別本町 登別港町 中登別町、幸町 幌別町5~8 千歳町、常盤町3
燃やせない収集地区	鰐別町、栄町	若山町1~2 桜木町、緑町 片倉町、新川町	富士町、柏木町 中央町 常盤町(3丁目を除く) 幌別町1~4 登別温泉	美園町、若草町 新生町、若山町3~4 大和町、富岸町	富浦町、登別東町 登別本町、登別港町 中登別町、幸町 千歳町、幌別町5~8 常盤町3	

ご存知ですか

住み良い社会への
アドバイサー

人権擁護委員

- 河野 敏文さん (中央町一丁目
十六番地六 〒5-2439)
- 藤田 隆雄さん (登別東町二丁目
二十二番地一 〒3-100)
- 赤堀 幸吾さん (常盤町三丁目
九番地4 〒5-3829)
- 星 美さん (新生町五丁目二十
番地十一 〒6-8286)
- 岩井 勇さん (登別温泉町六十
番地十一 〒4-2145)

人権擁護委員の主な仕事は、人権意識を高める活動をしたり、私たちの人権が犯されないようにいつも見守り、人権を侵害されている人がいた場合には、すみやかに調査をし、必要な救済手段をとることなどで、住み良い社会にするための奉仕活動をしています。交通事故、土地問題、離婚などの困りごと、心配ごとで人権問題に関することは、人権擁護委員に気軽にご相談ください。すべて無料で、むずかしい手続きの必要もなく、秘密も固く守られます。当市の人権擁護委員は次の方々です。

人権擁護委員は、その地域社会の実情に明るく、人権擁護に理解のある人を、市町村長が推せんし法務大臣が委嘱した、いわば「人権の番人」的 existence です。

